

高福第 1 8 3 号

令和 4 年 5 月 2 7 日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長

播磨 高志（公印省略）

高齢者施設等における職員の出勤停止等の徹底について（通知）

各施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の推進に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者施設等の職員に発熱などの症状がある場合につきましては、職員本人の感染が疑われることから、「高齢者施設等における感染の再拡大防止対策について」（令和 4 年 3 月 3 1 日付け高福第 1 5 1 7 号高齢者福祉課長通知）において、出勤停止と速やかな医療機関の受診を徹底するようお願いしたところです。

職員本人の感染が疑われる場合には、発熱などの症状がある場合だけでなく、「職員が PCR 検査を受検する場合」や「職員が濃厚接触者に指定された場合（「高齢者施設等の職員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合の取扱いについて」（令和 4 年 3 月 1 8 日付け高福第 1 4 2 8 号高齢者福祉課長通知）の要件に該当する者を除く。）」なども含まれますので、職員がこれらに該当する場合にも、出勤停止を徹底していただきますよう改めてお願いいたします。

また、職員と同居している又は長時間接触のあった親族等の感染が疑われる場合につきましても、重症化リスクの高い高齢者への感染をできるだけ防ぐ観点から、出勤を自粛していただきますようお願いいたします。

担当 施設・事業者指導担当

電話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 4 7